



希望ナンバーの予約の有効期限の取扱いの改善 —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受けて、行政苦情救済推進会議（座長：松尾 邦弘（弁護士、元検事総長））に諮り、その意見を踏まえて、平成30年6月19日に国土交通省にあっせんしました。

このあっせんについて、国土交通省から平成30年7月30日付けで回答を受領しました。

行政相談の要旨

自動車の希望ナンバー制度を利用して、海外自動車の抽選対象の希望番号に当選し、予約済証を受領したが、車の日本到着が当初予定よりも遅れ、予約済証の有効期限までに自動車の登録ができないことが判明したため、管轄の運輸支局に問い合わせたところ、有効期間（1か月）を延長することはできないと言われた。しかし、他の運輸支局で、期限延長を認めるところがあると聞いた。やむを得ない事情がある場合は有効期限を延長する取扱いをすべきである。

（注）本相談は、滋賀行政監視行政相談センターが受け付けたものである。

あっせん要旨

国土交通省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 希望ナンバーの予約済証の有効期限について、全国の運輸支局において、有効期限経過後も当該希望ナンバーでの登録申請が可能となるよう、ナンバーの交付代行者と調整すること。
- ② ①の調整に当たり、全国の運輸支局での取扱いが統一されるよう、通達又は交付代行者の運営要領に有効期限の延長の申出に応ずる場合がある旨を記載することを検討すること。



回答要旨

現行の運営要領においては、希望ナンバーの予約の有効期限の延長に関する規定が無いことから、交付代行者によって、延長に関する運用が異なっていた。

このため、今般のあっせんの趣旨を踏まえ、一定の事由がある場合には有効期限の延長の申出に応じることが可能である旨を運営要領に記載するよう交付代行者と調整する。

その際、有効期限の延長が可能な事由について、「天災その他やむを得ない場合」で全国の取扱いを統一する。



<連絡先>総務省行政評価局行政相談管理官室（田中、原）
電話：03-5253-5246（直通）、FAX：03-5253-5426
E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>